

## ○行事の共催及び後援に関する規程

平成 26 年 4 月 1 日  
教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、白井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が教育委員会以外のものの行う教育関係行事を共同主催し、及び後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講習会、研究会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号のすべてに該当する行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 国又は地方公共団体の教育施策の推進上、明らかに有益であると認められるもの
  - (2) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの
  - (3) 市の区域及びこれに隣接する地域において開催される等、市民の幅広い参加が期待できるもの
  - (4) 全市的な規模又はこれに準ずる規模若しくはそれ以上の規模を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。
- (1) 営利を目的とするもの
  - (2) 政治的色彩を有するもの
  - (3) 宗教的色彩を有するもの
  - (4) 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (申請の手続等)

第 4 条 教育委員会の共催又は後援を申請しようとする者は、共催(後援)承認申請書(別記第 1 号様式)を、行事の開催日の 1 4 日前までに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受けたときは、速やかに承認又は不承認の旨決定し、共催（後援）承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（報告）

- 第5条 前条第2項の規定により、後援承認を受けた者は、当該後援に係る行事が終了したときは、速やかに、実施報告書（別記第3号様式）により、教育員会に報告しなければならない。

（承認の取消し）

- 第6条 教育委員会は、共催又は後援の承認をした行事が第3条に規定する基準に適合しないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、共催（後援）取消通知書（別記第4条様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補則）

- 第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年教委訓令第1号）

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成9年教委訓令第1号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委訓令第1号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成26年教委訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前に、改正前のそれぞれの訓令の規定により調製した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。